

岡山県災害時動物対応マニュアル

(熊本地震への派遣を踏まえて)

岡山県保健福祉部生活衛生課

(平成30年3月 作成)

I 趣旨

本編は、熊本地震の際の現地における活動状況を踏まえて作成したものであり、岡山県災害時動物対応要綱の具体的な取組を示したものである。

II 平常時の対応

1 飼い主への周知

(1) 確認しておく事項

- ・居住市町村における災害時の動物救護対策
- ・災害時における動物の保管・治療等の対応
- ・親類、知人等預けられる場所の確保

(2) 動物の所有者明示の措置

- ・鑑札・注射済票、首輪・迷子札（飼い主氏名、住所、電話番号等）及びマイクロチップ等

(3) 動物避難用防災品の備蓄

- ・ペットフード（最低3日間分）、水及び食器などの給餌関係用品
- ・ペットシート、タオル及びビニール袋等の衛生関係用品
- ・リード、ケージ又はキャリーバック等の飼育関係用品

(4) しつけ等

- ・他の動物や見知らぬ人が多く集まる避難所でも落ち着いた行動ができるように「しつけ」やケージ飼いの訓練を行う。

2 各市町村への要請

(1) 平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動

前述の「1 飼い主への周知」に記載してある内容について、周知徹底する。

(2) 避難所におけるペットの飼育に関するガイドラインの作成

同行避難を想定した避難所におけるペットの飼育方法をあらかじめ作成しておく。

（参考資料1）

(3) 仮設住宅におけるペットの飼育に関するガイドラインの作成

仮設住宅でのペットの飼育方法をあらかじめ作成しておく。（参考資料2）

(4) 地域防災訓練における災害時動物救護体制シミュレーションの実施・協力

3 特定動物飼養施設への指導

(1) 緊急連絡先の確認

飼養施設の名簿を岡山県動物愛護センター（以下、「県動愛センター」という。）で作成しておく。

(2) 災害発生時における対応の確認

県動愛センター立ち入り時に、逸走動物の捕獲体制の整備等の検討を指導する。

4 動物取扱業者への指導

- (1) 緊急連絡先の確認
動物取扱業者の名簿を県動愛センターで作成しておく。
- (2) 災害発生時における対応の確認
県動愛センター立入り時に、逸走動物の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の検討を指導する。

5 関係団体等との連携

- (1) 公益社団法人岡山県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）及び公益財団法人岡山県動物愛護財団（以下「財団」という。）との連携
 - ・平成22年4月1日付の協定書（以下「協定書」という。）細目第1条について、平時より情報交換を行い、相互の連携強化を図る。
 - ・ボランティアの受入・活動態勢の整備に努める。
- (2) その他、動物愛護関連団体との連携
 - ・県内にある動物愛護関連団体とは、日頃より情報共有を図る。

Ⅲ 災害時の対応

1 岡山県動物救護本部（以下「救護本部」という。）

- (1) 救護本部の設置
「岡山県動物救護本部設置要領」に基づく。
- (2) 現地対策チームの設置
「岡山県動物救護現地対策チーム設置規程」に基づく。

2 県の活動内容

- (1) 被災地の情報収集等
 - ・岡山県災害対策本部等から被災状況や避難所の設置状況等の情報収集を行う。
 - ・支援物資の在庫確認及び調達を計画的に行う。（参考資料3）
- (2) 関係機関への協力要請
動物救護本部設置後、救護本部長は、一般財団法人ペット災害対策推進協会への支援要請を行う。（動物の被災状況、避難所の設置状況、必要な物資のおおよその種類・量等がある程度把握・整理しておくことが必要）
- (3) 人への危害防止対策
 - ・避難所での飼育ルール・衛生的な飼育方法を飼い主に説明する。
 - ・避難所では、避難動物の実態を把握し、所有者明示（迷子札等）を行う。
 - ・特定動物等の飼養者に対して、状況確認を行う。
 - ・所有者不明の動物について、収容し、飼育する。
 - ・行方不明動物の情報収集及び情報提供を行う。（参考資料4）
- (4) 負傷動物の収容
 - ・避難所への被災動物避難所（簡易テント等）の設置に努める。

- ・保護動物の治療は、協定書に基づき県獣医師会に依頼する。

(5) 協定団体との連携

協定団体が救護本部の構成員に加わることで、災害時における連携を図る。

(6) 物資等の配分

- ・一般財団法人ペット災害対策推進協会からの支援物資を受け入れる。
- ・救援物資の配布は、協定書に基づき財団が行う。
- ・基金の管理は、岡山県動物救護本部設置要領に基づき、県獣医師会が行う。

3 協定団体

- ・県獣医師会は、協定に基づき被災地又は避難所における飼養動物の治療、健康相談及び情報収集を行う。
- ・財団は、協定に基づき被災した動物の保護、管理、健康相談、支援物資等の配布及び情報収集を行う。

4 災害の終息

(1) 救護本部の活動停止と解散

岡山県災害対策本部において、災害が終息したと判断した場合にあっては、これを受けて救護本部が活動の継続についての要否を判断し、継続の必要がないと判断した場合は、救護本部の活動停止及び解散を行う。

(2) 被災者等に対する周知

救護本部が解散した後も、岡山県は動物愛護団体等が引き続き活動をしている場合は、団体の活動内容を把握し、被災者等に周知する。

5 その他

(1) 仮設住宅での動物の飼養管理

動物飼養による鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、仮設住宅の運営主体である市町村は、動物飼養のルール作成を行い、動物飼養者に対する適正飼養の指導及び飼養支援を実施する。

(2) 保護動物（所有者不明・所有権放棄）の譲渡

保護施設等で保護している動物のうち、所有者不明の動物、事情により飼い主が所有権を放棄した動物を、動物愛護の観点から、適正な飼養管理が可能な新たな飼い主へ譲渡するよう努める。

(3) 動物救護活動の終了

- ・保護動物の譲渡等終了時には、一般財団法人ペット災害対策推進協議会から提供を受けたケージ等の救援物資は原則返還する。
- ・救護活動が終了した場合、寄附を受けた義援金については、その収支を精算し、活動収支報告書を作成する。なお、残余金については、岡山県動物救護本部設置要領に基づき、一般財団法人ペット災害対策推進協会に寄附する。
- ・救護活動記録の作成は、将来想定される災害に備える上で参考となるものであるため、救護本部として救護活動の経過をまとめ報告書として作成する。